

婚活支援事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 事業概要

(1) 事業名

婚活支援事業業務委託

(2) 事業内容

結婚を希望する独身者を対象とした更なる婚活支援・出会いの機会を創出するため、婚活支援事業の運營業務を委託する。

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）

(4) 事業費の上限額

2,255,000円（消費税及び地方消費税込み）

2. 参加資格の要件

(1) 各務原市競争入札参加資格を有していること又は参加意思表明書提出時に下記書類を提出すること。

- ・登記事項証明書（現在又は履歴事項全部証明書）（写し可）
- ・直前1年分の市町村民税（東京23区においては都民税）の納税証明書又は完納証明書（契約手続きを行う営業所等の所在地における証明書、写し可）
- ・消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）

※各証明書については、参加意思表明書提出日より90日以内に発行されたものに限る。

※新設して間もない法人の場合で、納税証明書又は完納証明書の提出ができない場合には、事業所開設届（受付印のあるもの）の写し

(2) 各務原市競争入札参加資格停止措置要綱（平成14年9月30日決裁）による指名停止を受けていないこと。

(3) 営業に関し法令上の許可、認可、免許等を必要とする場合においては、これを受けている者

(4) 各務原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年7月23日決裁）に基づく排除措置の対象となっていない者であること。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていない者でないこと。

(7) 過去5年間（令和3年度～令和7年度）において、国又は地方公共団体による異性との出会い・交流を目的としたイベント開催に係る業務を受託した実績があり、業務を確実に円滑に遂行できる知識、経験が豊富な人材を有する者であること。

3. 事業内容

別紙「業務委託仕様書」のとおり

4. プロポーザルに係る質問及び回答

(1) 質問の方法

質問書（様式1）を電子メールにてまちづくり推進課へ送付すること。件名に「【会社名】婚活支援事業業務委託（質問書）」と表記し、提出後、電話にて到着確認を行うこと。
なお、電子メール以外では受け付けない。

(2) 提出期限

令和8年4月14日（火）午後4時（必着）

(3) 回答方法

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてまとめ、令和8年4月16日（木）までに市ウェブサイトに掲載する。

なお、質問回答書は本実施要領の追加又は修正として、実施要領と同様に扱うものとする。

5. 参加の申し込み

(1) 提出書類 公募型プロポーザル方式参加表明書（様式2）

(2) 提出期限 令和8年4月21日（火）午後4時（必着）

(3) 提出方法 13. に持参又は郵送

6. 提案書等の提出

(1) 提出書類

・提案書（A4判片面印刷20枚以内）8部（原本1部、写し7部）

・見積書（任意様式）8部（原本1部、写し7部）

代表者印を押印のうえ、あて名は各務原市長とする。

(2) 提案書への記載内容

・本事業で開催するセミナー・イベントと同種・類似する業務の実績（年度、業務名、発注者、業務概要）

・本事業で開催するセミナー・イベントの概要

・本事業で開催するセミナー・イベントの特徴

・業務実施計画（別紙「業務分担表」を参照のうえ、実施可能な内容を示すこと。）

・業務実施に係る人員体制

(3) 提出期限 令和8年5月7日（木）午後4時（必着）

(4) 提出方法 13. に持参又は郵送

7. プレゼンテーション及びヒアリングについて

企画提案書の提出後、企画提案に係るプレゼンテーション及び評価委員会のヒアリングを実施する。

なお、プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合は、採点を行わない。

(1) 実施日：令和8年5月13日（水）（※詳細は別途通知）

(2) 会場：各務原市役所

(3) 時間構成：1 提案者につきプレゼンテーション15分以内、ヒアリング15分以内とする。

(4) 留意事項

・プレゼンテーションは、事前に提出された企画提案書等を用いて行うこととし、差替え、追加資料は認めない。

- ・出席者は3名以内とする。
- ・プレゼンテーションでは、企画提案書をスクリーン又は大型画面に投影して説明することができる。
- ・プロジェクター、スクリーン又は大型画面、接続用ケーブルは市で用意するが、パソコン等その他必要な機器は提案者の持ち込みとする。
- ・開始時間、会場等の詳細は、各提案者に別途通知する。

8. 評価及び審査結果について

(1) 評価について

- ・評価委員会において、提出された企画提案書等、プレゼンテーション及びヒアリングを基に、総合的に評価を行う。
- ・別紙「評価基準表」に基づき、評価委員会の評価点の合計が最も高い者を選定する。
- ・評価委員の評価点の合計点が、総評価点の半分に満たない提案は選外とする。

(2) 審査結果について

審査結果については、書面にて全提案者に通知するものとする。

9. 日程

令和8年4月14日(火)午後4時	: 質問書提出期限
令和8年4月16日(木)	: 質問に対する回答
令和8年4月21日(火)午後4時	: 参加意思表明書提出期限
令和8年5月7日(木)午後4時	: 提案書提出期限
令和8年5月13日(水)	: プレゼンテーション審査の実施
令和8年5月中旬(予定)	: 結果通知
令和8年5月下旬(予定)	: 契約締結

10. 契約事項

- (1) 契約については、提案採用者と提案書に基づき仕様の内容を協議した上で、地方自治法施行令167条の2第1項第2号に定める随意契約において契約を締結する。
ただし、事業費については1の(4)で示した上限額を超えることはない。
- (2) 「11. 資格喪失」に該当する場合で提案採用者との契約締結が不可能となった場合は、次点の提案者との協議を行なうことがある。

11. 資格喪失

- (1) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出資料が本実施要領の提出方法に適合しない場合
- (3) 提出資料が本実施要領に示された条件に適合しない場合
- (4) 提案書・その他提出された書類に虚偽の内容が記入されている場合
- (5) 評価委員や関係職員に接触があった場合
- (6) 上限額を超える見積金額で提案された場合
- (7) その他本実施要領に違反するなど評価委員会が不適格と認めた場合
- (8) 「10. 契約事項(1)」で行う協議が整わなかった場合

1 2. その他

- (1) 提案に要する費用については、提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、各務原市情報公開条例（平成11年条例第2号）に基づく情報公開請求があったときは、原則として公開する。ただし、同条例第6条第1項各号に規定する非公開事由に該当する部分があると市が認めたときは、該当部分を非公開とすることがある。
- (3) 提案採用者とならなかった者の提出書類一式は原則として返却する。
- (4) 提案書の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることができる。

1 3. 書類提出先およびお問い合わせ先

各務原市 市長公室 まちづくり推進課 担当：後藤

〒504-8555 岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地（本庁舎低層棟2階）

TEL：058-383-1884 FAX：058-382-7110 E-mail：kekkon@city.kakamigahara.gifu.jp

問い合わせ時間 8：30～17：15（土・日・祝日を除く）